

知的財産庁¹

(英 国)

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 G B. I
特許国際出願の国内処理 (英国) (特許様式 N P 1)	附属書 G B. II
調査請求 (特許様式 9 A)	附属書 G B. III
実体審査請求 (特許様式 10)	附属書 G B. IV
更新手数料 (及び遅延支払の追加手数料) 支払 (特許様式 12)	附属書 G B. V
代理人の選任又は変更 (特許様式 51)	附属書 G B. VI
氏名若しくは名称又は住所の訂正請求 (特許様式 20)	附属書 G B. VII
指定期間の延長請求 (特許様式 52)	附属書 G B. VIII
優先権の遅延追加及び宣言 (特許様式 3)	附属書 G B. IX
発明者及び特許を受ける権利の申立書 (特許様式 7)	附属書 G B. X
特許の回復請求 (特許様式 14)	附属書 G B. X I
特許の回復請求 (特許様式 16)	附属書 G B. X II

略語のリスト

国内官庁：	知的財産庁 ¹ (英国)
P A：	1977年特許法 (改正)
P R：	2007年特許法規則 (改正)

¹ 知的財産庁は特許庁の運営名称である。

指定（又は選択）官庁 G B	知的財産庁 ¹ （英 国） （特許庁の運営名称） 国内段階に入るための要件の概要	概 要 G B
国内段階に入るための期間	P C T第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 P C T第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか （P C T規則49.6）？	国内官庁は「故意ではない」の基準に基づき権利回復を認める	
回復手数料	GBP 150	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ²	英語	
要求される翻訳文 ²	P C T第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正した場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方 ³ ）・図面の中の説明 ⁴ P C T第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明 ⁴ （それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、P C T第19条に基づく補正及び国際予備審査報告書 ³ の附属書に添付した補正を含む）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	知的財産庁 ¹ （英国）がP C T第20条に基づいて国際事務局から国際出願の写しをまだ受領していないときに、出願人が国内段階の早期開始の明示の請求をした場合のみ写しが求められる。その写しは、国内段階の早期開始を請求したときのみ提出しなければならない。その写しは当初出願された言語以外の条約上の公開語でもよい。	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	認めない。ただし国内官庁は、発明を視覚的に表示する方法が他に存在しない場合には、白黒で明確に再現できることを条件として、グレースケールの図面又は写真を認める。	

[次頁に続く]

1 知的財産庁は特許庁の運営名称である。

2 P C T第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内、又は国内段階の早期開始のために出願人が早期の明示の請求を行うときに提出若しくは支払をしなければならない。

3 補正の翻訳文が適用される期間内（1977年特許法第23条参照）に提出されなかった場合には、その補正は無視される。ただし、出願人が補正又は最初に提出された国際出願のいずれか（両方ではない）の翻訳文を提出していた場合には、国内官庁は適用される期間の満了時に不足する翻訳文を提出するよう出願人に求める。

4 出願人がP C T第22条又は第39条(1)に基づく期間よりも早く国内段階に移行する明示の請求をし、かつ、国際出願が国際事務局より国内官庁に通達されていない場合、翻訳文には国際出願の願書の部分及び要約が含まれていなければならない。

G B	知的財産庁 ⁵ (英 国) (続き)	G B
国内手数料	通貨：ポンド・スターリング (GBP)	
	国内手数料 ⁶ ……………	GBP 30
	25個を超える各請求の範囲についての 超過請求の範囲手数料 ⁷ ……………	GBP 20
	35頁を超える明細書の各頁についての 超過頁手数料 ⁷ ……………	GBP 10
	調査手数料 ⁸	
	－P C Tに従い国際調査機関によって調査が 行われている場合……………	GBP 150 ⁹
	－それ以外の場合……………	GBP 180 ⁹
	実体審査手数料 ¹⁰ ……………	GBP 130 ⁹
国内手数料の免除、減額又は払戻し	調査手数料：国際調査報告が作成されている場合には、支払うべき手数料の減額（上記参照）。国内官庁が認める電子的通信方法を使用して電子様式で調査又は実体審査請求を行う場合には、調査手数料又は審査手数料からGBP 30を減額する ¹¹ 。出願が実体審査に付されておらず、知的財産庁 ⁵ (英国) で調査がなされていない場合には、手数料の全額を払い戻す。	
国内官庁の特別の要件 (P C T規則51の2)	発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名 ^{12, 13} 代理人による代理は要求されないが、英国、マン島、チャンネル諸島又はジブラルタル内の送達用あて名が要求される（送達用あて名の詳細はG B. 04参照） ¹⁴	

[次頁に続く]

5 脚注 1 を参照。

6 脚注 2 を参照。

7 超過請求の範囲手数料及び超過頁手数料は、調査手数料・実体審査手数料と同時に支払う。これらの手数料は更に、出願手続中に請求の範囲及び頁の数が増加した場合には付与時にも支払う。この場合、国内官庁はForm 34を提出して付与手数料を支払うよう出願人に通知する。

8 優先日から33か月以内に支払わなければならない。国内段階の早期開始についての出願人の明示の請求がある場合、優先日から12か月以内に、又はこれより遅くなる場合は早期開始の条件を満たす日から2か月以内に支払わなければならない。

9 この手数料は、調査・実体審査を電子的に請求した場合にはGBP 30の減額が適用される。

10 優先日から33か月以内に支払わなければならない。

11 国内官庁が認める電子手続方法の詳細については <http://www.gov.uk/government/publications/how-to-file-documents-with-the-intellectual-property-office> を参照。

12 優先日から33か月以内に提出しなければならない。出願人が国内段階への早期移行の明示の請求をした場合には、優先権主張日から16か月以内又は国内段階移行への条件が満たされた日から2か月以内のいずれか遅い日までに発明者の氏名及び住所を提示しなければならない（すでに願書の中で記載されている場合を除く）。

13 対応する申立てがP C T規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

14 P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

G B

知的財産庁¹⁵
(英 国) (続き)

G B

誰が代理人として行為できるか？

英国，マン島若しくは欧州経済領域（E E A）加盟国に住所又は営業所を有する個人，組合若しくは法人。登録された弁理士の名簿は The Registrar, c/o The Chartered Institute of Patent Attorneys, 2nd Floor Halton House, 20-23 Holborn, London EC1N 2JDから入手できる。

国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（P C T規則49の3.1）？

認める

国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（P C T規則49の3.2）？

認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」の基準を適用する。

¹⁵ 脚注1を参照。

国内段階の手続

GB. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は、国内手数料の支払及び国内段階移行時の国際出願の詳細を説明する特別の様式 Form NP1を用意している。この様式を使用することが強く推奨される。この様式は国内官庁のウェブサイト又はEPOオンラインサービス¹から電子的に入手することができる。

PR Rule 105

GB. 02 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。補充の請求は書面で行い、希望する補充を特定しなければならない。

GB. 03 手数料（支払方法）

概要及び本編に表示する手数料の支払方法は附属書GB. I に概説されている。

PR Rules 101
103

GB. 04 送達用あて名

出願人は、英国の国民又は居住者であるのか否かと無関係に代理人の選任が要求されないが、英国、マン島、チャンネル諸島又はジブラルタル内に、自身の出願に関する送達用あて名（通知及びその他の通信用）が要求される。2007年特許規則に関する異議手続に関与するすべての者（特許出願人及び特許権者を含む）は、英国、マン島、チャンネル諸島又はジブラルタルにおける送達用あて名を国内官庁に提出しなければならない。国内段階へ移行するために出願人の代理人が選任されている場合、書面による委任は必要ないが、国内官庁より要求された場合には、手続を行う権能を証明しなければならない。国内段階が開始された後に代理人が選任された場合又は代理人が交替する場合には、委任状をPatents Form 51によって提出しなければならない。

PA Sec. 13(2)
89B(1)(c)
PR Rules 68(1)
68(2)

GB. 05 発明者の指定

条約に基づく発明者の氏名の表示は、国内法に基づく表示として取り扱う。他の詳細はPatents Form 7に記載すべきである。認証は不要である。期間については概要を参照されたい。

PCT Rule 49ter.2
PA Sec. 5(2B)
PR Rules 7
66(3)

GB. 06 優先権の回復

先の出願の優先権主張期間の満了から2箇月以内に国際出願が行われた場合には、国内法に従い優先権の遅延宣言を国内官庁に請求できる（国内段階6.006から6.011項を参照）。この請求は、12箇月の優先期間内に提出しなかったのが故意ではなかったことを国内官庁が認めた場合に許可される。請求はPatents Form 3によって行い、優先期間内に国際出願を行わなかった証拠を添付しなければならない。請求期間は国内段階移行日から1箇月である。

PA Sec. 15A
17(1)
PR Rules 68(1)
68(2)
106

GB. 07 予備審査及び調査の請求

予備審査（方式要件について）は、国内段階移行時の国内手数料支払後しばらくして行われる。調査は、附属書GB. I に示されている調査手数料の支払と共にPatents Form 9Aにおいて概要に記載されている期間内に請求しなければならない。国際調査報告が作成されている場合には、減額された調査手数料を支払う（概要参照）。Patents Form 9Aを電子的に提出する場合には調査手数料が更に減額される。出願に25個を超える請求の範囲が含まれている場合には、Form 9Aを使用して、各請求の範囲についてGBP 20の超過請求の範囲手数料も支払う。実体審査の請求についてはGB.09を参照されたい。

1 国内官庁のオンライン手続サービスの詳細については次を参照。

<http://www.gov.uk/government/publications/how-to-file-documents-with-the-intellectual-property-office>

PA Sec.	69	GB. 08 翻訳文の公開の請求
	89A(6)	国際出願が国際事務局により英語で公開されなかった場合には、出願人が提出した英語による翻訳文が国内官庁の職権で公開される。ただし、出願人が公開により受ける権利を確保しようとする場合には（国際段階、附属書B（GB）「国際公開に基づく仮保護」参照）、書面により翻訳文又はForm NP1 Part 6 全体の公開を請求し、公開手数料（附属書GB. I 参照）を支払わなければならない。当該請求は国内段階の開始の後はいずれでも提出することができるが、国内段階移行時に請求するのが望ましい。
	89B(3)	
PA Sec.	18(1)	GB. 09 実体審査の請求
PR Rule	68(1)	特許権は特許性についての審査の後にはのみ付与されるものであり、その請求は出願人がしなければならない。実体審査はPatents Form 10において請求しなければならない。
	68(4)	
		国内段階へ移行する出願について国際調査報告が作成されている場合には、Patents Form 9A及び10を同時に提出した出願に関する、国内官庁の調査及び審査の併合手続は適用しない。実体審査の請求期間及び要求される手数料については概要に記載されている。Patents Form 10を電子的に提出する場合には調査手数料が更に減額される。出願に35頁を超える明細書が含まれている場合には、Form 10を使用して、各頁についてGBP 10の超過頁手数料も支払う。
PR Rules	108(1)	GB. 10 国際調査報告又は国際予備審査報告に列記された文献の翻訳文
	113(5)	国内官庁は、国際調査報告若しくは特許性に関する国際予備報告、又は国際予備審査報告に列記された文献の英語による翻訳文を提出するよう出願人に要求できる。この翻訳文は要求日から2箇月以内に提出しなければならない。翻訳文提出の様式はない。この2箇月の期間は国内官庁が適当と認める場合には延長することができる。延長請求は書面（このための様式はない）で行い、2箇月の期間が既に経過した場合であっても行うことができる。
	113(6)	
PCT Art.	28	GB. 11 出願の補正及びその時期
	41	発明の開示の中に新規事項を取り入れないことを条件として、出願人は自発的に次の条件に従い補正することができる。
PR Rule	66A	(i) 最初の実体審査報告の発送前：
	31(3)	(a) 国際段階で国際調査報告が発行されている場合、出願人は国内段階移行日から最初の実体審査報告発行日まで、自発的に明細書を補正することができる。
		(b) 出願がUK国内段階に移行するまでに国際調査報告が発行されていない場合、出願人が自発的に補正できる期間は、UK調査報告又は国際調査報告（いずれか最初に発行されるもの）の発行日から、最初の実体審査報告の発行日までとなる。
		(ii) (i)に述べた最初の報告の発送後：
PR Rule	31(4)	(a) 出願の補正は1回に限り認められる。この補正は、審査官の報告に応答して補正するとき、又はその報告が補正を要求しない場合にあっては報告の発送後2箇月以内に行わなければならない。
PR Rule	31(5)	(b) これ以外の補正は、国内官庁の同意があった場合に限り認められる。この場合、出願人は補正の理由を書面で提出しなければならない。
	31(6)	
	31(1)	補正は差替頁の提出により行う。

PA Sec.	14(10) 117 117(A)	GB. 12 誤りの補充 出願人は、翻訳又は転記の誤り、出願における誤り若しくは錯誤又は関連提出書類の誤りの補充をいつでも請求することができる。この請求は書面で行い、希望する補充を特定しなければならない。氏名及び名称の補充はPatents Form 20において行わなければならない。誤って取り下げた場合にもこの方法で補充できるが、回復された出願は、出願取下日から補充請求の公告通知までの間について第三者の条項が適用されることを条件とする。
PR Rules	49(2) 105	
PA Sec.	20 21	GB. 13 出願を整える期間 出願は、優先日から4年6箇月以内又は最初の実体審査報告の日から1年以内（いずれか遅い日）に特許法及び特許法規則の要件を満たしている場合を除き、拒絶されたものとして取り扱われるが、権利として2箇月の延長が可能であり、更なる延長が国内官庁の職権で可能である（GB.17参照）。第三者が特許性に関する見解書を提出し、この見解書に基づく最初の実体審査報告が上述した期間の最後の3箇月の間に発送された場合、この期間は当該報告の発送日から3箇月となる。
PR Rules	30 108	
PA Sec.	25(3) 25(4)	GB. 14 更新手数料 特許付与後、国際出願日から起算して5年目より当該特許権の効力を維持するための手数料を支払わなければならない。支払は各年の出願日の応当日が属する月の末日までの3暦月内に行わなければならない。更に、その後6箇月以内であれば割増料を伴い支払うことができる。特許権が4年目の最後の3箇月又はその後に付与された場合、更新手数料は付与の日の後3暦月の末日までは割増料なしで支払うことができる。また、当該3箇月の末日から6箇月以内は割増料と共に支払うことができる。更新手数料及び割増料の額は附属書GB. I に示されている。Form 12を提出しなければならない（GB.21も参照）。
PR Rule	36-39	
PCT Art.	25	GB. 15 P C T 第25条の規定に基づく検査 関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。（特許法には、根拠となる事実についての陳述及び附属書GB. I に示す関係手数料を添えた書面を国内官庁に提出すればいつでも申請できる、という同様の規定もある）。P C T 第25条の規定に基づく検査において、出願日の認定拒否又は国際出願が取り下げられたものとみなす宣言が、受理官庁若しくは国際事務局の過失に起因するものではないと国内官庁が判断する場合、出願人は、国内官庁の見解と争うのであればヒアリングを求めることができる。ヒアリング（出願人は本人が出頭することができない）が国内官庁の見解を維持する場合には、書面による決定が出される。その決定から28日以内に特許裁判所に当該決定に対する上訴を提起することができ、上訴には附属書GB. I に示されている関係手数料を付さなければならない。28日の期間を延長するための申請は、すべて裁判所に直接請求しなければならない。
PCT Rule	51	
PA Sec.	89(3) 89(5) 97(1)	
PR Rule	71	
PCT Art.	24(2) 48(2)	GB. 16 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6.022から6.027項を参照。
PR Rule	108	GB. 17 期間の延長 Patents Form NP1（国際特許出願の国内処理（U K））、Patents Form 9A（調査請求）、Patents Form 10（実体審査請求）、及び必要であればPatents Form 7（発明者である旨の陳述書）を提出するための期間、並びに出願を特許付与可能な内容に整合させるための期間は、当然の権利として2箇月延長することができるが、請求及び手数料の支払を条件とする（附属書GB. I 参照）。これらの延長請求は期間満了後であっても行うことができるが、請求されている延長期間の満了前にPatents Form 52を使用して行わなければならない。更に2箇月の延長が可能であるが、国内官庁の裁量のみによって認められ、請求されている延長期間の満了前にPatents Form 52を提出し、同時に手数料の支払及び所定の証拠の提出が要求される。期間の不遵守によって出願手続が終了した場合には、権利の回復が可能である（下記GB.20参照）。

PR Rule	108	GB. 18 概要に特に述べられているその他の期間については、国内官庁が適当と認める場合には延長することができる。延長請求のための特別な様式はない。
PA Sec.	117B	GB. 19 国内段階において（法律又は規則でなく）国内官庁が定めた期間は、権利として2箇月、又はそれが短ければ出願を整える期間の終了まで（GB.13参照）延長することができる。延長請求は書面で関係する期間の満了2箇月以内に行わなければならない。当該請求のための特別な様式はない。
PR Rule	109	
PA Sec.	20A	GB. 20 出願の回復 所定の期間内に要件を満たすことができずに出願手続が終了した場合であっても、要件の不遵守が故意によるものでなかったことを国内官庁が認めた場合、出願を回復させることができる。回復は、期間延長ができない場合にのみ適用され、出願の終了後12箇月以内に限り請求することができる。出願手続の終了から回復請求の公告までの期間について第三者の条項が適用される。回付請求はPatents Form 14において行わなければならない。
PR Rule	32	
PA Sec.	28	GB. 21 失効した特許の回復 更新手数料の不払を理由として特許が失効した場合、回復申請が可能である。失効した特許を回復させる場合には、更新手数料の不払が故意によるものでなかったことを国内官庁が認めなければならない。特許失効から回復請求の公告までの期間について第三者の条項が適用される。回付請求はPatents Form 16において行わなければならない。
PR Rule	40	
		GB. 22 様式 すべての様式は http://www.gov.uk/government/publications/patent-forms-and-fees からオンラインで入手することができる。

手数料

(通貨：ポンド・スターリング)

特許様式番号	項 目	金 額
NP1	国際特許出願の国内処理 (UK) 手数料	30
3	PA第5条(2B)に基づく優先権の遅延宣言の許可請求 (PR規則7(2)及び66(3))	150
9A	調査請求 (PA第17条(1))	
	－国際段階で調査が行われた国際出願	150 ¹
	－それ以外の出願	180 ¹
	更なる調査請求 (PA第17条(6)又は補充調査 (PA第17条(8))の支払	150 ¹
	－25個を超える各請求の範囲についての超過請求の範囲手数料	20
10	実体審査請求 (PR規則28)	130 ¹
	－35頁を超える明細書の各頁についての超過頁手数料	10
12	更新手数料 ²	
	－第5年度	70
	－第6年度	90
	－第7年度	110
	－第8年度	130
	－第9年度	150
	－第10年度	170
	－第11年度	190
	－第12年度	220
	－第13年度	260
	－第14年度	300
	－第15年度	360
	－第16年度	420
	－第17年度	470
	－第18年度	520
	－第19年度	570
	－第20年度	610
	更新手数料の支払期間延長	
	－1箇月以内	無料
	－その後の各月 (6箇月を超えない)	24
14	PA第20A条に基づく特許出願の回復請求 (PR規則32)	150
16	PA第28条に基づく特許の回復請求 (PR規則40)	135
—	PA第89A条(3)又は(5)に基づく翻訳文の公開請求	12

1 この手数料は、このFormを電子的に提出する場合に減額される。

2 特許に基づくライセンスが権利として利用できる旨を登録簿に記載するときには更新手数料の半額を支払う。

34	PR規則30Aに基づく付与手数料の支払請求	
	―超過請求の範囲手数料：25個を超える各請求の範囲について	20
	―超過頁手数料：35頁を超える明細書の各頁について	10
—	国際出願を法律に基づく出願として取り扱うよう 審査官に申請する手数料（PCT第25条；PA第89条(3)及び第89条(5)）	無料
52	PR規則108(2)に基づく期間延長請求	135
	PR規則108(3)に基づく期間延長請求	135
—	不服申立手数料（GB.15参照）	235

手数料の支払方法

手数料はポンド・スターリングで支払わなければならない。すべての手数料の支払は、当該手数料支払のための様式を使用し、出願番号（国内出願番号が判明していればその番号、国内出願番号が不明であれば国際出願番号）、出願人の氏名若しくは名称及び支払手数料の種類を記載しなければならない。

詳細は知的財産庁³の次のウェブサイトから入手可能である。

<https://www.gov.uk/government/publications/intellectual-property-office-how-to-pay-us>

手数料は、以下のいずれかの方法で支払うことができる。一定のタイプのクレジット又はデビットカード；英国手形交換組合銀行が振り出した小切手；国内官庁が保有する顧客預金口座からの引落とし；Barclays Bank Plc., 3rd Floor Windsor Court, 3 Windsor Place, Cardiff, CF10 3ZL（Sort Code 20-18-23；SWIFT Code BARCGB22；IBAN GB92 BARC 2018 2380 5317 66）に対する直接の銀行間振込み；知的財産庁³（英国）の口座 80531766 宛；国内官庁においての現金支払。ポンド・スターリングで明示された小切手による手数料支払は、国内官庁での現金の受取日に支払われたものとみなされる。その他の通貨建小切手による受取に際しては、ポンド・スターリングへの換金が行われる間の遅れがある（また、通貨変動による不足が起こり得る）。ゆえに、英貨建小切手のみの支払をすすめる。小切手は“UK Intellectual Property Office”に支払うものとしなければならない。銀行間振替によって支払われる手数料は当銀行が知的所有権庁³（英国）の口座 80531766 に額の記載を行った日に受領されたとみなされる。しかしながら、銀行から銀行への振替には銀行手数料が発生し、それによって手数料の不足につながる可能性がある。これらの銀行手数料は出願人が支払うべきものであることから、出願人による銀行への指示によって不足がないようにしなければならない。手数料支払に係る出願・更新書類には手数料書面又はそれぞれの手数を示したこれと同等な様式を添付すべきである。別途送付する様式には参照情報（たとえば特許又は預金口座番号）を明示のこと。これは銀行から銀行への振替を行うときには必須である。

3 知的財産庁は特許庁の運営名称である。

様式（附属書GB. II－XII）

国内官庁は次の書類を保有している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書GB. II 特許国際出願の国内処理（英国）（特許様式NP1）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_gb.pdf

附属書GB. III 調査請求（特許様式9A）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_gb.pdf

附属書GB. IV 実体審査請求（特許様式10）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IV_gb.pdf

附属書GB. V 更新手数料（及び遅延支払の追加手数料）支払（特許様式12）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_V_gb.pdf

附属書GB. VI 代理人の選任又は変更（特許様式51）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_VI_gb.pdf

附属書GB. VII 氏名若しくは名称又は住所の訂正請求（特許様式20）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_VII_gb.pdf

附属書GB. VIII 指定期間の延長請求（特許様式52）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_VIII_gb.pdf

附属書GB. IX 優先権の遅延追加及び宣言（特許様式3）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IX_gb.pdf

附属書GB. X 発明者及び特許を受ける権利の申立書（特許様式7）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_X_gb.pdf

附属書GB. XI 特許の回復請求（特許様式14）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_XI_gb.pdf

附属書GB. XII 特許の回復請求（特許様式16）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_XII_gb.pdf